

第 9 回 財政からみる民主主義

今回と次回は、財政と地方という観点から、民主主義について考えることとします。

今回は、わが国の財政のあり方がどのようになっているのかについて学びます。国を 1 年間動かすのに、わが国は、どのくらいのお金を使っているのでしょうか。また、そのために、わが国は、どのようにお金を集めているのでしょうか。国のお金をめぐる憲法上の原則について考えます。

1. 財政の基本原則

- ・ 国の財政（国家がその任務を行うために必要な財力を調達し、管理し、使用する作用）は、国会が、その基本を定め、統制しなければならない（83 条）。
- ・ 租税（国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付）については、国会が、法律によって、定めなければならない（84 条）。
- ・ 国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする（85 条）。

2. 公金・公の財産の支出・利用の制限

- ・ 国や地方公共団体の所有する公金・公の財産は、国民の負担と密接に関係するので、適切に管理され民主的にコントロールされることが必要である。
- ・ 日本国憲法は、公金・公の財産を、宗教上の組織・団体の使用・便益・維持のため、または公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対して、支出し、またはその利用に供してはならないと規定している（89 条）。
- ・ 89 条前段（宗教上の組織・団体のための支出・利用の制限）は、政教分離の原則を財政面から規定したものである。後段（慈善・教育・博愛事業に対する支出・利用の制限）の立法趣旨については、学説上、公費濫用防止説や自主性確保説などが対立しており、また、「公の支配」の意義をめぐって、特にいわゆる私学助成制度（私立学校振興助成法）が本条に違反するか否かについては、議論がある。

3. 予算と決算

- 予算（一会計年度における国の財政行為の準則）は、内閣が作成し、国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（86条）。予算は、国家の行為を規律する法規範である。
- 決算は、会計検査院が検査し、内閣が国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（90条）。ただし、決算は、予算と異なり、法規範性はない。
- 日本国憲法は、少なくとも年1回は国会と国民に対して国の財政状況を報告することを内閣に義務付ける（91条）が、国会に対する報告義務があるのは当然である（72条、62条、63条）ので、本条の意義は、もっぱら国民に対する報告義務を明文化することにある（なお、財政法46条参照）。

今回の講義の復習として、教科書の13.1.1～13.2.4（320-329頁）を読んでおきましょう。

次回は、日本国憲法の第8章の地方自治の規定を読みながら、民主主義について考えてみましょう。あらかじめ日本国憲法の第8章の条文（92-95条）に目を通しておきましょう。

Q9 日本国憲法に規定する財政に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とし、租税に関する事項の細目については、明示的・個別的・具体的な法律の委任に基づき、命令で定めることができる。
2. 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならないが、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、補正予算を作成し、国会の議決を経ることなくこれを支出することができる。
3. 内閣は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設けることができるが、すべて予備費の支出については、内閣の責任でこれを支出することができ、事後に国会の承諾を得る必要はない。
4. 内閣は、会計年度が開始するときまでに当該年度の予算が成立しない場合、暫定予算を作成し、これを国会に提出することができるが、当該暫定予算が成立しない場合には、前年度の予算を施行することができる。
5. 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、当該会計検査院は、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならないが、決算が否決された場合でも、既になされた支出の効力に影響はない。

（東京都特別区職員採用試験 2019 年度 1 類試験）